**令和６年度補正担い手確保・経営強化支援事業（地域農業構造転換支援対策）及び令和７年度農地利用効率化等支援事業（地域農業構造転換支援タイプ）の概要**

１．事業の趣旨

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業機械・施設等の導入及び農業機械のリース導入を支援します。

〔事業名〕

（１）令和６年度補正担い手確保・経営強化支援事業（地域農業構造転換支援対策）

（２）令和７年度農地利用効率化等支援事業（地域農業構造転換支援タイプ）

２．基本要件　（１）、（２）共通

【実施地区要件】

将来像が明確化された地域計画

・地域計画における担い手への目標集積率8割以上

・中間又は山間農業地域の場合は、以下のa～cのいずれかを満たす

a　現状の集積率が５割未満の場合は、目標集積率が６割以上

b　　　　　〃　　　　　　　　 ５割以上６割未満の場合は、目標集積率が現状より１０ポイント以上増加

c　　　　　〃　　　　　　　　　６割以上の場合は、目標集積率が６割以上

・地域計画における区域内の農地面積から地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の10年後における経営面積及び作業受託面積の合計を控除した面積の割合が（ア）又は（イ）を満たすこと

（ア）都市的地域又は平地農業地域の場合１割未満

（イ）中間又は山間農業地域の場合は2割未満

【助成対象者要件】

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であって、かつ認定農業者、認定就農者又は

集落営農組織、市基本構想に示す目標水準を達している者、市町村が認める者

【留意事項】

・採択者の選定は、配分基準ポイント確認表（様式６-1または6-2）等を基にして行われます。

※　採択の水準は年度により異なりますが、総ポイントが10ポイント以上であることを、申請の要件とします。

　〔地域農業構造転換支援対策（リース導入）〕

　・リースは３年以上、法定耐用年数以内

　・リース終了後に相当程度経営面積を拡大（目標から更に地区内で経営面積３割又は１０ha以

上拡大等）する目標が地域計画等で確認できることが必要。

　　　・令和8年1月までに納品が完了すること。

・原則、過去に、「担い手確保・経営強化支援事業」及び同種事業【経営体育成支援事業や強い

農業・担い手づくり総合支援事業（Ｒ２被災農業者支援型を除く）、農地利用効率化等支援

事業】を実施し、目標年度が令和６年度以降の場合、または、令和５年度実績において目標が未達成の場合は、申請できません。ただし、目標年度を過ぎており、過去の目標値を上回ることが確実であると認められる場合は、この限りではありません。

※ 過年度実施している方で申請希望する場合は、事前に申請可能かを市へ確認くださるよう

お願いします。

３．助成対象事業　（１）、（２）共通

農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械または施設の導入・整備など。 （例）トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械の取得、乾燥調製施設、加工施設、パイプハウスの整備

　　注１）従前機の売却益は補助金額から控除されます。

注２）施設整備の場合、従前機械の設置スペースや成果目標に直結しない作業スペース等の相当額は、補助対象となりません。また、要望申請時に図面や設計書の添付が必要です。

（１）のリース導入の場合、農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に

必要な農業用機械の導入を対象とする。

４．主な要件　（１）、（２）共通

・事業費が整備内容毎に50万円以上であること。

・耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

・競争入札を実施する必要があるため、入札になじまない実演機や中古機械は対象外とする。

・農業経営以外の用途に容易に供される汎用性の高いものでないこと。

　（例）運搬用トラック、パソコン、倉庫等

・導入する機械等が成果目標に直結するものであり、かつ、既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものでないこと。

・経営規模に適合する規模であること。（５．規模の要件のとおり）

・導入機械等は、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する気象災害に対応した総合保険等に加入（耐用年数期間、通年加入）すること。

５．規模の要件　（１）、（２）共通

　 原則、下記の農業機械等については、「山形県特定農業機械導入基準」により下限面積が定められており、目標年度まで面積達成する必要があります。

　　　また、下記に記載のない機械についても、カタログ値などから規模決定根拠資料を作成し、機械の能力が適正化どうか示す必要があります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 能力 | 中山間地 | | 中山間地以外 | |
| 田 | 普通畑 | 田 | 普通畑 |
| トラクター | ～24ps | 4.0 ha | 4.8 ha | 5 ha | 6 ha |
| 25ps～34ps | 6.4 ha | 6.4 ha | 8 ha | 8 ha |
| 35ps～54ps | 10.4 ha | 9.6 ha | 13 ha | 12 ha |
| 55ps～84ps | 13.6 ha | 13.6 ha | 17 ha | 17 ha |
| 85ps～ | 17.6 ha | 16.8 ha | 22 ha | 21 ha |
| 乗用型田植機 | 4条～5条 | 5.6 ha |  | 7 ha |  |
| 6条 | 8.0 ha | 10 ha |
| 8条 | 9.6 ha | 12 ha |
| 10条 | 13.6 ha | 17 ha |
| コンバイン  （自脱型） | 刃幅0.8m～1.2m（3条） | 5.6 ha | 7 ha |
| 刃幅1.2m～1.6m（4条） | 8.8 ha | 11 ha |
| 刃幅1.6m以上（5条～） | 12.0 ha | 15 ha |

６．補助率・補助上限額等

（１）、（２）いずれも　３／１０（購入）ただし、（１）のリース導入については３／７

※農業機械（耐用年数７年）の税抜購入価格の3/7（リース料の当初３ケ年相当）

　法人であるか否かを問わず上限1,500万円（市町村が認める者の場合100万円）

７．成果目標

（１）令和６年度補正担い手確保・経営強化支援事業

　原則、現状年度は令和６年度、目標年度は９年度となります。

【必須目標】

　事業実施地区内における経営面積の3割または4ha以上の拡大。なお、②リース導入の場合は、リース期間（３～７年）の終了後に成果目標から更に地区内で３割または10ha以上拡大することが要件となっています。　※面積拡大の目標については、拡大する面積の根拠資料の提出が必要です。

【選択目標】

様式６-1において、今後の取組に基づきポイント化している場合、当該ポイント化した項目に対応する成果目標を必ず設定する必要があります。

　・経営面積の拡大　／　・農産物の価値向上　／　・農業経営の複合化　／　・農業経営の法人化　／

・輸出の取組 ／ ・青色申告の取組 ／ ・環境配慮の取組 ／　・労働時間の縮減　等

（２）令和７年度農地利用効率化等支援事業

原則、現状年度は令和６年度、目標年度は９年度となります。

　【必須目標】

①　事業実施地区内において、利用権の設定等又は農作業の受託をして現状の経営面積より３割以上又は４ｈａ以上の拡大を行う。

　【事業関連取組目標】（様式6-2において、今後行う取組についてポイント化する場合は、対応する項目について目標設定が必要）

・付加価値額の拡大　／　・経営面積の拡大　／ ・農産物の価値向上 ／　・ 農業経営の複合化／

・経営管理の高度化　／　・環境配慮の取組 ／　・労働時間の縮減